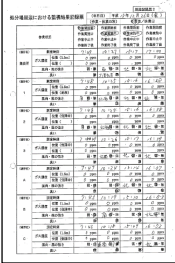


アーカイブ総括編 新旧対照表

番号	ページ	変更箇所	旧	新	変更内容
1	3	はじめに	周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年 <u>1月</u> から周辺自治会の皆さんとの話し合いをスタートし	周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年 <u>4月</u> から周辺自治会の皆さんとの話し合いをスタートし	環境省からの助言を受けて行った自治会と県の意見交換等は1月からスタートしているが、「周辺自治会の皆さんとの話し合い」としては4月からスタートしているため、時期を修正。
2	4	はじめに		<u>栗東町（平成13年10月1日市制に移行）は、固有名詞に「栗東町」と含まれたものおよび引用箇所を除き、全て「栗東市」と記載しています</u>	栗東町を栗東市と表記することについて追記。
3	26	第2章1(7)		 平成7年（1995年）～平成8年（1996年）頃の旧処分場（住民提供）	平成7年～8年頃の旧処分場の写真を追加。
4	31	第2章2(1)	周辺住民等からは、旧R D社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成11年（1999年）12月頃から翌年12月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に多数寄せられた。	周辺住民等からは、旧R D社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成11年（1999年）12月頃から翌年12月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に多数寄せられ、 <u>考える会からは20,255名もの署名とともに県に陳情書が提出され、住民代表や専門家を含む調査委員会の設置や、ガス化溶融炉に対する地元住民の納得が得られるような安全確認がなされるまで建設を中止し運転させないよう要求があった。（陳情書は巻末資料2(1)に掲載。）</u>	考える会から提出された陳情書と署名について追記。

5	31	第2章2(1)	また、旧R D社は平成11年（1999年）11月1日、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、滋賀県公害審査会に対し、 <u>周辺住民を相手方とし「ガス化溶融炉システムおよび申請人の業務内容の点検、調査等についての然るべき協定の締結」を請求事項とした調停を申し立てた。</u> これに対して、住民側も平成12年（2000年）4月3日、同審査会に対して旧R D社を相手方にした調停を申し立てた。その後、旧R D社申立ての調停については9回、住民側申立ての調停については8回の調停期日を重ね、その中で同年11月には調停委員会から中間合意案が提示されたが、結果的にはともに調停申請の取下げという形で不調に終わっている。	また、旧R D社は平成11年（1999年）11月1日、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、滋賀県公害審査会に対し、 <u>周辺住民の一部を相手方とし「ガス化溶融炉システムおよび申請人の業務内容の点検、調査等についての然るべき協定の締結」を請求事項とした調停を申し立てた。</u> これに対して、47名の住民が平成12年（2000年）4月3日、同審査会に対して旧R D社を相手方にした調停を申し立てた。その後、旧R D社申立ての調停については9回、住民側申立ての調停については8回の調停期日を重ね、その中で同年11月には調停委員会から中間合意案が提示されたが、結果的にはともに調停申請の取下げという形で不調に終わっている。	「住民側」が住民全体なのか一部の住民を指しているかが不明確であったため、「周辺住民の一部」および「47名の住民」に修正。
6	32	第2章2(1)		 旧処分場とその上に建つガス化溶融炉（住民提供）	ガス化溶融炉の写真を追加。
7	32	第2章2(1)	一方、住民から県に対しては、 <u>ガス化溶融炉に関して平成11年12月24日に産業廃棄物合同対策委員会（小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「合対」という。）から滋賀県知事に対し提出された滋賀県知事に対し提出された要求書が提出されている。</u>	一方、住民から県に対しては、平成11年12月24日に産業廃棄物合同対策委員会（小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「合対」という。）から滋賀県知事に対し県主催の説明会の開催やガス化溶融炉設置の許可に係る経緯の開示等を求めた要求書が提出されている。 <u>（要求書は巻末資料2(2)に掲載。）</u>	・「ガス化溶融炉に関して」は不要のため削除。 ・「提出された」が重複しているため削除。 ・要求書の巻末資料への掲載について追記
8	32	第2章2(1)	このほか、 <u>平成12年1月10日</u> には考える会からガス化溶融炉を硫化水素ガスが発生する処分場に建てることの安全性や事故があった際の住民への健康被害や地下水汚染への対応について質問が提出されているが、県は廃棄物処理法に基づいて審査し、適法な施設であるとして許可したという旨の回答をした。	このほか、 <u>平成12年1月19日</u> には考える会からガス化溶融炉を硫化水素ガスが発生する処分場に建てることの安全性や事故があった際の住民への健康被害や地下水汚染への対応について質問が提出されているが、県は廃棄物処理法に基づいて審査し、適法な施設であるとして許可したという旨の回答をした。 <u>（質問と県からの回答は巻末資料2(3)に掲載。）</u>	・日付に誤りがあったため修正 ・要求書の巻末資料への掲載について追記

9	33	第2章2(2)		なお、本委員会の報告では、旧処分場における硫化水素の発生原因のうち、石膏ボードに含まれる硫黄が硫化水素の発生原因であることを特定した一方で、地下水の水質については旧処分場内外9地点で調査のうえ、「ダイオキシン類やほう素など少数の例外を除いて、総じて問題はなかった。」と評価されている。（後に県が平成17年に実施した地下水調査では環境基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンやほう素が検出されたほか、平成19年に栗東市が実施した地下水調査では環境基準を超える総水銀を検出している。当時の硫化水素調査委員会からの評価について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。）	職員ヒアリングの結果を反映し、硫化水素調査委員会の報告および地下水の調査結果ならびに後の地下水調査結果について追記。
10	39	第2章2(4)	旧処分場の下流に位置する経堂池に関して、平成12年（2000年）4月14日付けで、<u>地元自治会</u>から県に対して、透明度、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）および浮遊物質量（SS）に関する対策や硫化水素発生原因調査作業による汚水流入対策の要望がなされた。さらに、同年6月2日付けで、経堂池の水を抜いたうえ池の底のヘドロを除去するとともに、処分場からの流入地下水を防ぐための防護壁の設置の要望がなされた。	旧処分場の下流に位置する経堂池に関して、平成12年（2000年）4月14日付けで、<u>小野自治会</u>から県に対して、透明度、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）および浮遊物質量（SS）に関する対策や硫化水素発生原因調査作業による汚水流入対策の要望がなされた。さらに、同年6月2日付けで、経堂池の水を抜いたうえ池の底のヘドロを除去するとともに、処分場からの流入地下水を防ぐための防護壁の設置の要望がなされた。（要求と県からの回答は巻末資料2(4)および(5)に掲載。）	・「地元自治会」を「小野自治会」に修正 ・要求書の巻末資料への掲載について追記
11	42	第2章2(5)		住民監査請求で指摘のあった調査業務における分析および前処理（調査業務特記仕様書より）	住民監査請求で指摘のあった調査業務の特記仕様書に記載されていた処理方法の表を追加。

12	43	第2章2(6)	平成12年（2000年）頃、<u>住民団体から旧R D社の元従業員に聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。</u> また、県が実施するケーシング調査にあわせ、<u>住民団体から平成13年（2001年）2月1日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、当時、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成17年（2005年）6月の改善命令の履行期限後に行われた。</u>	平成12年（2000年）頃、<u>考える会から旧R D社の元従業員に聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。</u> また、県が実施するケーシング調査にあわせ、<u>合対から平成13年（2001年）2月1日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、当時、ドラム缶の調査は実施されず、平成17年（2005年）6月の改善命令の履行期限後に行われた。</u> <u>（合対からの文書は巻末資料2(6)に掲載。）</u>	・「住民団体」を「考える会」および「合対」に修正。 ・合対から提出された文書について追記。 ・「結局」を削除。
13	43	第2章2(6)		<u>旧処分場に起因する硫化水素の発生や地下水汚染等への不安は、旧処分場の周辺自治会の住民にとどまることなく、平成13年5月には栗東市在住の医師や大学教授が中心となり、旧処分場と周辺環境の実態を明らかにすることを求める要望書が168人の署名とともに知事および栗東市長に提出された。（要望書と県からの回答は巻末資料2(7)に掲載。）</u>	平成13年5月に提出された要望書について追記。
14	46	第2章3(1)		<u>旧R D社による改善命令の履行に際して、平成15年9月12日に合対からドラム缶等が埋められているか調査すること等の要望があったほか、栗東ニューハイツ自治会地域環境を守る特別委員会（以下「地域環境を守る特別委員会」という。）から周辺住民の安全確保や処分場の徹底的な調査をすること等の要望があった。（要望書と県からの回答は巻末資料2(8)および(9)に掲載。）</u>	平成15年度の改善命令時に提出された要望書について追記。
15	49	第2章3(1)		<u>この工事の実施時は県が処分場の周囲で硫化水素の濃度を測定するとともに風向、臭いの有無等を確認のうえ、隣接自治会の会長に結果を提示した。（硫化水素の測定は、第4章に記載の対策工事終了後においても実施している。）</u>	硫化水素の測定を開始したことと併せ、当時実際の調査で使用していた記録票のサンプル画像を追加。 

16	53	第2章3(1)	このうち、深掘是正工事にかかる埋戻工事については、 <u>住民</u> が平成17年（2005年）3月23日に県監査委員事務局に住民監査請求を提出するとともに、同年5月9日に「処分場から掘り出した廃棄物を現行法施行令に定める基準に違反すると知りながら同処分場に埋め戻させた」として知事を刑事告発したが、平成19年（2007年）4月18日付けで不起訴となっている。	このうち、深掘是正工事にかかる埋戻工事については、 <u>地域環境を守る特別委員会</u> が平成17年（2005年）3月23日に県監査委員事務局に住民監査請求を提出するとともに、同年5月9日に「処分場から掘り出した廃棄物を現行法施行令に定める基準に違反すると知りながら同処分場に埋め戻させた」として知事を刑事告発したが、平成19年（2007年）4月18日付けで不起訴となっている。	「住民」を監査請求等を行った団体の名称に修正。
17	55	第2章3(3))		これに対し、合対からは旧処分場の全容解明と無害化を行うこと、早急にドラム缶を除去することを求める要求があった。（要望書と県からの回答は巻末資料2(10)に掲載。）	平成17年9月にドラム缶が掘り出された際、合対から要求が提出されたことを追記。
18	55	第2章3(3)	措置命令の内容および理由 1 措置対象の場所 <u>滋賀県栗東市小野7番地1ほか33筆に設置された産業廃棄物最終処分場</u> 2 措置事項 <u>(1) 上記1の場所から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。</u> <u>(2) 上記1の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。</u> <u>(3) 上記1の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。</u> <u>(4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。</u> <u>(一部省略)</u>	措置命令の内容および理由 1 措置対象の場所 <u>滋賀県栗東市小野7番地2の一部、8番地1の一部</u> 2 措置事項 <u>(1) 上記措置対象地において埋め立てられた安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずを除去し、適正に処理すること。</u> <u>(2) 当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障を生じないよう対策を講じること。</u> <u>(一部省略)</u>	措置命令の内容および理由が平成20年度に発出したものになっていたため、平成18年度に発出したものに修正。
19	56	第2章3(3)	しかし、この措置命令は履行されないまま、同年6月8日、京都地方裁判所で旧R D社の破産手続の開始が決定された。	しかし、この措置命令は履行されないまま、同年6月8日、京都地方裁判所で旧R D社の破産手続の開始が決定された。県は原因者による是正が見込めない状態となったことを受けて、問題の解決に向けた取組を進めるため、 <u>平成18年7月12日に最終処分場特別対策室（以下「対策室」という。）を設置した。</u>	旧R D社の破産手続開始後、最終処分場特別対策室が設置されたことを追記。

20	58	第3章1(2)	支障の除去等に関する対応策については、廃棄物を全量撤去し残った土砂を場内に埋め戻す工法（Ａ－２案）と有害な廃棄物のみ撤去し処分場周囲の遮水および地下水・浸透水の揚水による浄化を行う工法（Ｄ案）のいずれかを支持する委員が大多数であったが、最終的に委員の多数決により<u>18名の委員のうち8名が推奨したＡ－２案を推奨案として答申した。</u>	<u>(2) 対策委員会での議事</u> <u>対策委員会では、県および栗東市の既往の調査に加え、追加調査として平成19年5月から8月にかけて旧処分場のボーリングを行い、廃棄物の埋立状況を確認したほか、処分場周辺の地層構成等を把握した。そのうえで、廃棄物処理法上の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを整理し、生活環境保全上達成すべき目標を定めるとともに、支障の除去等の基本方針および対策工法について議論した。ボーリングでは、旧処分場に埋め立てられた廃棄物が72.6万㎡あり、許可容量である40万㎡を超過していることがわかった。（なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、この調査以前には旧R D社が埋め立てた廃棄物が許可容量を超過しているか否かはほとんど議論がなかったと述べた。）</u> 支障の除去等に関する対応策については、廃棄物を全量撤去し残った土砂を場内に埋め戻す工法（Ａ－２案）と有害な廃棄物のみ撤去し処分場周囲の遮水および地下水・浸透水の揚水による浄化を行う工法（Ｄ案）のいずれかを支持する委員が大多数であった。Ａ－２案は<u>対策委員会での議論において、廃棄物の全量撤去ではなく処分場全体を掘削のうえ有害産業廃棄物や不適正処分された廃棄物、それらによって汚染された土壌等のみ撤去する方法とする意見もあったが、最終的に全量撤去案として18名の委員のうち最多の8名が推奨したＡ－２案を対策委員会の推奨案として答申した。</u> なお、平成18年度から平成19年度までの間、県は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と責任追及、処分場の調査方法、産廃特措法の適用の可否等について協議しているほか、平成20年3月には対策委員会の答申のまとめ方についても協議している。同財団と答申内容について協議していたことについて、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他の不適正処理事案の状況も把握している財団からアドバイスを聞くことを目的としていたと述べた。	・対策委員会での議事の項目を追加 ・対策委員会での議事の概要および、平成19年度の追加調査で許可容量超過が明らかになったことについて追記。 ・対策委員会におけるＡ－２案に係る議論について追記。 ・職員ヒアリングの結果を反映し、対策委員会の事務局の動きを追記
----	----	---------	---	---	---

21	60	第3章1(4)		(4) 答申を受けた旧R D社への措置命令 対策委員会が平成20年（2008年）4月9日に知事に提出した答申の「旧処分場における支障の除去等の基本方針」では、対策工事は廃棄物処理法に基づく措置命令を事業者に発し、当該事業者等にその是正が見込めない時に、県が代執行事業として実施することとされた。 そこで県は、旧R D社および元代表取締役に対し、埋立廃棄物の飛散流出措置防止や埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれの防止を求めた措置命令を発出した。 （一部省略） また、県は、旧R D社が不適正処分を行っていた時期に旧処分場の埋立担当であった役員2名に対しても、同様の措置命令を発出した。	平成20年度の措置命令について新たに記述。
22	61	第3章1(2)	「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまで（平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月）	2 実施計画策定の基本方針の公表から予算計上見送りに至るまで（平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月）	本文の記述に合わせて「原位置浄化策」を「実施計画策定の基本方針」に修正。
23	61	第3章2(1)	その後、県は5月15日に実施計画策定（対策工選定）の基本方針を公表した。	その後、県は5月15日に原位置浄化策（D案）をベースとする実施計画策定（対策工選定）の基本方針を公表した。	基本方針が原位置浄化策（D案）ベースであることを追記。
24	64	第3章2(1)	このとき県は、対策委員会推奨案であるA－2案の課題として、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案（D案）があるため代執行事業になり得ないこと、廃棄物の搬出車両による交通渋滞や騒音振動による周辺地域への影響が大きいこと、廃棄物の受け入れ先の確保といった支障除去の実効性や確実性に劣ることを挙げている。また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、A－2案は産廃特措法が失効する平成24年度末までに事業を完了させることができないことも要因の一つとして考えられる。	このとき県は、対策委員会推奨案であるA－2案の課題として、<u>代執行事業として考えたときに、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案があるため採用できないこと</u>、廃棄物の搬出車両による交通渋滞や騒音振動による周辺地域への影響が大きいこと、廃棄物の受け入れ先の確保といった支障除去の実効性や確実性に劣ることを挙げている。また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、A－2案は産廃特措法が失効する平成24年度末までに事業を完了させることができないことも課題であった可能性（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、D案を対策の基本とする実施計画の基本方針を策定したのは、技術的・経済的に合理的な対策案を県として検討した結果であると述べた。）	・第3章1(3)の記述の一部について、時系列順に記述するために第3章2(1)に移動。 ・職員ヒアリングの結果を反映し、D基本方針策定に係る検討について追記。 ・分かりやすくするため文言を修正

25	65	第3章2(3)	平成21年（2009年）1月16日、栗東市長から知事に対し、次の事項について早急に回答するよう文書により要望があり、県は1月21日付けで文書により回答した。	平成20年（2008年）12月4日の記者会見で、知事は対策工事の実施にあたっては地元7自治会の合意と納得に加え栗東市の意見も大変重要であること、一般廃棄物の処分場があった時代から深くかかわっている栗東市に汗をかいてもらうのは自然な流れであることに言及した。また、同年12月10日の県議会一般質問で、今後栗東市および自治会と予定している協議の具体的内容について質問があった際は、今後の地元自治会との協議については、今まで以上に栗東市の果たす役割が大きくなると考えたと答弁した。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他自治体の産業廃棄物不適正処理事案において市長や町長が対策工事実施に係る決断をしたことで進展があった事例もあり、県以上に住民に近い栗東市の意見を聞く目的があったと述べた。） 平成21年（2009年）1月16日に栗東市長から知事に対し、次の事項について早急に回答するよう文書により要望があり、県は1月21日付けで文書により回答した。	・職員ヒアリングの結果を反映し、栗東市の同意を得ることを重視する方針と、その背景について追記。
26	70	第3章2(5)		なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、委員への抗議や県ホームページでの公表は、この論文に対策委員会の他の委員の名誉に関わる内容が含まれており、県として対応する必要があると判断したためであると述べた。	職員ヒアリングの結果を反映し、委員への抗議を行った理由を追記。
27	71	第3章3(2)		また、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、副大臣の来県時に環境省から有害物を積極的に取り除くよう助言があったと述べた。	職員ヒアリングの結果を反映し、環境省から有害物を積極的に取り除くよう助言があったことを追記
28	72	第3章3(2)	有害物	有害物（特別管理産業廃棄物相当および特別管理産業廃棄物相当ではないが土壌環境基準を超過するところ）	有害物の定義について追記
29	72	第3章4		特に、既往の調査結果は採水方法に問題があり地下水や浸透水のSS（懸濁物質）の値が非常に高く、観測井戸のたまり水やその下に溜まっているSS分や土の影響をできるだけ受けたくない形で採水しないと、分析結果から適切な評価ができないとの指摘を受け、それ以降の県の水質調査では、水中ポンプを使い井戸の孔内水量の4倍量程度汲み上げ水質（水温、pH、電気伝導度等）が安定したことを確認してから採水する方法に変更することとなった。	職員ヒアリングの結果を反映し、有害物調査検討委員会で委員から指摘のあった採水方法の見直しに係る意見と、見直し後の採水方法について追記。

30	79	第4章2(1)		 平成25年8月8日経堂池採水地点から旧処分場を望む^① 周辺環境への対策工事の影響を調査するため経堂池で採水する様子^②	平成25年8月8日の経堂池の写真と水質調査の様子を追加。
31	79	第4章2(2)		平成26年（2014年）8月29日に開催された第9回連絡協議会では知事が出席し、近隣住民に対しこれまで心配と負担をかけてきたことに謝罪するとともに、R D問題を先進事例として環境行政を改善・前進させていく旨表明している。	第9回の連絡協議会で初めて知事が出席したことおよび知事のあいさつについて追記。
32	116	第7章1	県内でも前例のない大規模な産業廃棄物の不適正処理事案に対し、県は廃棄物処理法上の行政処分を行うことができる立場にありながら、行政処分の処分基準が国から具体的に示されていなかったこと、人員体制が不十分であったことから、行政処分に踏み切るまでに時間を要することとなった。	しかし、その結果として県内でも前例のない大規模な産業廃棄物の不適正処理事案に対し、県は廃棄物処理法上の行政処分を行う権限を有する立場にありながら、行政処分の処分基準が国から具体的に示されていなかったこと、人員体制が不十分であったことから、実際に行政処分に踏み切るまでに時間を要することとなった。旧R D社への指導・対応について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、不法投棄をはじめとする不適正処分が横行する中で、不適正処理を行ったものの行政指導に従う旧R D社を悪質性が低い、比較的問題が少ないと捉えていた可能性があるほか、体系的な行政指導の方法がなく試行錯誤しつつの対応であったと述べた。	職員ヒアリングの結果を反映し、県の旧R D社に対する認識および行政指導における課題について追記。
33	116	第7章1	問題を長期化させないような対応を検討すべきであったと言える。	行政指導だけでなく早期の段階で行政処分を行うなど問題を長期化させないような対応を検討すべきであった。	記述をより具体的に修正。
34	116	第7章1	また県は、周辺自治会や住民団体からの要望書に対しても、真摯な対応とは言い難い回答をしたこともあった。	また県は、処分場の動きや地域のことを最も把握している周辺自治会や住民団体からの要望・情報に対して、地域の声をもっと真摯に受け止め、十分検討すべきであった。すべての住民要望を直ちに解決することは困難だとしても、その内容を十分把握して整理検討したうえで適切な対策等を講じながら問題を解決していく努力が必要であった。	周辺自治会・住民団体からの要望等に対する県の対応に係る記述をより具体的に修正。
35	116	第7章1	県は法律で定められた範囲でしか対策を取ることができないという事情もあったが、県の法律に基づいて判断するという姿勢が住民の感覚と乖離していたことや、工法選定にあたっての県自身の課題等を住民と共有できていなかったということも考えられる。	原位置浄化策を基本方針とした背景について、行政代執行は効果的で合理的かつ経済的なものとする必要があるほか、過去県に在籍した職員への聞き取りでは県の財政的な制約や搬出先の確保が困難といった問題もあった可能性があるとして述べた。こうした県の事情や制約を住民と十分共有できず、県と住民の考え方の溝を埋めることができなかったことが合意形成を困難にしたと考えられる。	・記述をより具体的に修正。 ・ヒアリングで旧処分場での対策工事にあたり、財政的な制約等があった旨の回答があったことを追記。

41	138	巻末資料 2		2 地元自治会、住民団体からの要望等 地元自治会や住民団体から県に提出された要望書等のうち、第 2 章で記述したものを掲載する。なお、掲載にあたって文章は原文どおり記述しているが、一部段落構成等を修正している。 (一部省略)	地元自治会、住民団体からの要望等を追加。
----	-----	--------	--	---	-----------------------------